第６章　株主の権利の変更と新株の発行
第１節　株主の権利の変更
第１　株式の取得
更生会社は、次のとおり、その発行済株式の全てを無償で取得する。
⑴　更生会社が取得する株式の数
９万9000株（発行済株式の全部）
⑵　更生会社が上記⑴の株式を取得する日
本章第２節第１の３の払込期間の末日
第２　株式の消却
更生会社は、本章第２節第１の３の払込期間の末日において、上記第１により取得した自己株式の全部を消却する。
第３　資本金の額の減少
更生会社は、会社の資本金の額を次のとおり、減少させる。
⑴　減少する資本金の額
4950万円（資本金の全額）
⑵　資本金の額の減少がその効力を生ずる日
本章第２節第１の３の払込期間の末日
第２節　新株の発行
第１　更生会社は、次のとおり新たに払込を受けて募集株式を発行する。
１　募集株式の種類及び数
普通株式　1000株
２　募集株式の払込金額
１株の払込金額　２万円
３　募集株式と引換えにする金銭の払込みの期間
更生計画認可決定確定日から１ヶ月を経過する日の属する月の末日までの間
４　増加する資本金の額　2000万円
５　募集株式の割当等の方法
裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割り当てる。なお、割当先は、山﨑建設を予定している。
第２　募集株式の追加発行
１　管財人は、裁判所の許可を得て、第９章による変更後の定款第５条（別表16）に定める「発行可能株式総数」に満つるまで、募集株式の発行を行うことができる。
２　管財人は、裁判所の許可を得て、「発行可能株式総数」についての変更後の定款第５条をさらに変更した上で、上記第１の定めを超える数の募集株式の発行をすることができる。
３　上記１及び２の場合における募集株式の割当は、裁判所の許可を得て、管財人が行う。
第３節　配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する配当は行わない。
第７章　弁済資金の調達方法等
第１節　弁済資金の調達方法
更生債権等の弁済資金は、保有する現預金、財産の換価代金、事業収益、募集株式の払込金を以ってこれに充てる。
なお、更生会社の営業活動から生じる収益の予想については、別表５「弁済資金計画表」のとおりである。
第２節　予想超過収益金の使途
第１　更生計画遂行中に、収益予想額を上回る収益金が生じた場合には、運転資金及び設備投資等に充てる。
第２　さらに余裕がある場合又はその他の事情により繰り上げ弁済が相当と思料される場合には、裁判所の許可を得て、一般更生債権の繰り上げ弁済資金に使用する。
第３節　共益債権とその弁済方法
第１　支払済みの共益債権
更生手続開始の決定日から基準日までに支払済みの共益債権額は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表（平成21年４月30日現在）」のとおりであり、合計７億9369万7131円である。
第２　未払共益債権
基準日現在の未払共益債権は、別表14「共益債権支払実績及び未払残高表（平成21年４月30日現在）」のとおりであり、合計１億5783万1884円である。
第３　共益債権の弁済方法
上記第２記載の未払共益債権及び平成20年５月１日以降更生手続終了までの間に生じる共益債権は、保有する現預金、事業収益その他を以って随時弁済する。
第８章　少額更生債権の弁済
更生会社が、会社更生法第47条５項の規定により、裁判所の許可を得て弁済した10万円以下の更生債権は、別表15「少額更生債権支払実績表」のとおり、合計256万9403円（債権者52名）である。
第９章　定款の変更
更生会社の定款の一部を別表16のとおり変更する。但し、定款第５条（発行可能株式総数）の変更の効力は、第６章第２節第１の３の払込期間の末日に生ずる。
第10章　役員の選任等
第１節　取締役、代表取締役及び監査役（以下、役員という。）の選任又は選定
新しい役員は、管財人が裁判所の許可を得て選任又は選定する。
第２節　役員の任期
上記役員の任期は、更生計画認可決定の日から１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
第３節　役員の変更、補充又は増員
上記の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任する。
変更又は補充により選任された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一期間とする。
第４節　役員の報酬
前記役員の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。
第５節　本店の所在地
更生会社の本店を東京都中央区日本橋富沢町８番６号へ置く。
（現在の本店の所在地である東京都中央区日本橋小舟町10番６号から上記住所へ本店を移転する。）。
第11章　その他の必要的記載事項
会社更生法第167条１項６号及び７号に該当する事項はない。
別表１ないし18（省略）
東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第９４号
岡山市中区清水500番地１　風はいつ103号
再生債務者　宮武　　孝
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月24日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月４日から平成21年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第９６号
岡山県瀬戸内市邑久町下山田1400番地26
再生債務者　吉　清一郎
１　決定年月日時　平成21年10月30日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月24日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月４日から平成21年12月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（再イ）第１７８号
宮城県岩沼市館下２丁目３番30号　サンデュエル岩沼駅前701号
再生債務者　渡邉　英希
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月９日から平成21年12月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２１年（再イ）第１８号
京都府亀岡市東つつじヶ丘曙台４丁目16番９号
再生債務者　渡邊　一志
１　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年11月25日まで
４　一般異議申述期間　平成21年12月２日から平成21年12月９日まで
京都地方裁判所園部支部